

### 第3回宇宙開発委員会（定例会議）

#### 議 事 次 第

1. 日時 昭和49年3月6日(水)  
午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題 海事衛星専門家パネルについて
4. 資料  
委3-1 第2回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨  
委3-2 IMCO第4回海事衛星専門家パネルについて  
（報告）

# 委 3-1

## 第2回宇宙開発委員会(定例会議)

### 議 事 要 旨

1. 日時 昭和49年2月13日(水)  
午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題 フランスの国立宇宙開発センター(ONES)  
総裁の招へいについて
4. 資料  
委2-1 第1回宇宙開発委員会(定例会議)議事要旨  
委2-1 フランスの国立宇宙開発センター(ONES)  
総裁の招へいについて(案)

#### 5. 出席者

宇宙開発委員会委員	山 泉 昌 夫
"	網 島 毅
"	吉 識 雅 夫
"	八 藤 東 禧

#### 関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官  
山 野 正 登

外務省国際連合局外務参事官	野 田 英二郎 (代理:伊藤)
通商産業省機械情報産業局次長	野 口 一 郎 ( " : 矢島)
気象庁総務部長	岩 田 弘 文 ( " : 高谷)
海上保安庁総務部長	高 野 辰 ( " : 樋口)
宇宙開発事業団	藤 田 敏 彦
"	箕 輪 盛 好
"	熱 海 公 昭
事務局	
科学技術庁研究調整局宇宙企画課長	松 元 守
" 宇宙国際課長	松 原 伸 一
" 宇宙開発課長	今 村 宏 他

#### 6. 議事要旨

##### (1) 前回議事要旨について

第1回宇宙開発委員会(定例会議)議事要旨が確認された。

##### (2) フランスの国立宇宙開発センター(ONES)総裁の招へいについて

事務局から標記の件について、資料委2-2に基づいて説明が行われ、以下の質疑応答が行われた後、ONES総裁の招へいが決定された。

網島：宇宙開発委員会との会談の後、声明を出す予定か。

事務局：会談の内容によつては、出すことも検討している。

# 委 3-2

科学技術庁

IMCO 第4回年會開催場所の候補について  
(報告)

1 日時 昭和49年1月7日～11日

2 場 所 会場は IMCO 本館

3 出席者 内野正吉(合王国大使館一等書記官)  
尾田重敏(省要政監理局長兼運輸局長)  
(航空法ニ関スル局長検査官)  
ほか3名

- 4 議題
- i) 議題の採択
  - ii) 才28日迄に安全委員会での以下措置
  - iii) 組織上の取り決め  
(a) 各種の代替案  
(b) 新機構の条文案
  - iv) 3274の経済評価
  - v) 3274の財政上の取り決め
  - vi) 3274の技術的検討

国際的な信頼者の評価

ii) その他

ix) 海上安全委員会への報告

### 5 会議の概要

上記の議題のうち、12月では主として iii) (a) 各種の代替案について検討し、 iii) (b) 新機構の条文案 iv) システム・経済評価、 v) システムの財政上の取り決めの vi) システムの技術パラメータについては3つの作業部会(WG)が設けられ、その作業が終了次第パレルに上げられ、 viii) ix) の該当部分としてまとめられた。

議題 viii) 組織上の取り決めのうち (a) 各種の代替案(いわゆるコンソーシアム案)は、前回パレルでの合意及び海上安全委員会の求めにより1項位で審議を行ったものであり、これに関連して、IMCO のかがり合、INTELSAT の利用について検討が行われた。この議題についての審議及び審議結果は概略次のとおりである。

#### (1) コンソーシアムについて

アメリカは、コンソーシアムを拒否理由として、多くの適当な通信事業者に対してオープンである。機権が簡素で規制向に設立することができ、海軍経費事後

少なくとも10年連続と思われるMF/HF通信と衛星業務を最も良く統合するのにコンソーシアムのメンバーは有利な立場にある、nationalityを持つことができた、と主張した。

これに対し、イギリス及びソ連は、関係する通信事業体はステータスがまちまちであり、このような hybrid combination は法的な混乱をひき起す、このような非政府機関はある国では特権と免除が受けられない、また、海事衛星は安全の目的を持っており、国が責任がある、政府向機関は責任をもてるが非政府機関は責任をもてないとして、アメリカに反対した。

結局、コンソーシアムに支持がたく、仮報告にはコンソーシアム案の趣旨と、これが初告されないことが新組織案と併記の形で述べられた。また、新機構の条文には、構成国政府はその代表または投資者として通信企業体を指定できるが、最終責任は政府にあることを規定することが合意されたことが述べられた。

## (2) IMCO のかけ合い

(1) の討議において非政府機関については法的及び政策的側面から Governmental Umbrella が重要であるという事で、討議が行われた。

アメリカは、通信業務は通信事業者によって計画、設計、提供、財政、管理が行われるべきであるが、  
そのため IMCO は海上分野の需要を明確に表明  
する必要があり、主張し、IMCO の中に利用者機関  
(User Organization within IMCO) を設けることを検  
討する特別作業部会を設けることを提案した。

これに対し、イギリス、ソ連、フランス、ポランド、  
デンマーク等は、IMCO の中の利用者機関は助言  
機関と大差ないので責任と権限が不十分である  
海上公衆通信について IMCO のみに責任を与える  
のは良くない等の理由により反対した。

結局、特別作業部会は設定されないことにな  
った。IMCO 内の利用者機関については、  
仮報告には、海運関係の各非政府国際機関  
はすでに IMCO に対し協議的地位にあるので  
勧告されない旨及びアメリカの留保が述べられた。

### (3) INTELSAT の利用

アメリカは、INTELSAT の利用について、打上げが  
早期に実現できる、財政的に有利である、現在の  
地球局等の設備が利用できる、将来のシステムを  
専用共用どちらにもできる余地を残すとして、提案を  
行った。

これに対し、ソ連、ノルウェー、イギリス、フランスは、人命の安全に対する世界的協力システムの重要性、海運国の利益が理事会において反映されにくく、特に INTELSAT に加盟していない海運国は不利である等の理由により、新機構の設立が望ましい旨述べた。

上記の討議の末、主体についてひたがとられ、INTELSAT 30、新機構 10、棄権 8 (日本、アメリカを含む) であった。ただし、新機構が INTELSAT を請負者とする事については、陸書なしと仮報告に記され、これは政府間会議の検討事項とされた。

なお、(1) コンソーシアムの検討段階から、アメリカ、ソ連、イギリス等の対立があったので、スウェーデンから、INTELSAT を暫定的に使用する中間的取り決め (interim solution) 案が提出され、討議の末、この問題も政府間会議で決定されることになった。

議題 14) システムの経済評価については、前回パネルの後ノルウェーで行われた作業部会の報告について検討が行われた。

経済評価の対象として、① 新機構によって設定された場合の専用システム ② INTELSAT による専用システム ③ 多目的システムが考えられ、チャンネル当りのコスト比較が行われたが、アメリカで引続き3月末へ

4月初にミーティングを行う予定である。

議題ⅴ) システムの財政上の取り決めのについては、前回パネルに続いて、当初の出資率が検討され、条の note に「合意に達する基礎と考えることのできる当初の出資率の基準は、特定の期間において各構成国の HF 又は HF/MF 及び衛星海岸局を経て扱われる商業海事通信の量を含むこととした」。これらの量は、各構成国に登録された商船の合計トン数 150/又は各構成国に登録された一定のトン数より大きな商船の数を考えた式に従って重み付けされる。」とされている。

また、特権と免除及びパテントポリシーについて、次回のパネルの前にイギリスで、それ以外特別作業部会が開かれることになった。

議題ⅵ) システムの技術的パッケージについては、専用衛星の審議に加えて、多目的衛星の専用衛星と異なる部分をピックアップして検討が行われた。

今回は、我が国から船上設備について低利得フーラナ(要話けできない)も標準として認べるべきであるとの提集文書を携行して紹介した。英国は海面反射と混信に難点があるとしたが、仮報告に長所と短所が併記された。また、システムの経済性に与える影響が大いなので、経済評価の今後の研究項目と

た。た。

## 議題Ⅷ) 政府への仮報告の準備

1975年早期に申される予定の政府向会議に報告書作成を補助するため、仮報告を政府及び各機関へ情報として回覧し、1974年7月1日までに意見を求めることになった。この仮報告は海上安全委員会の承認を経て、4月に回覧されることになった。構成は次のとおりである。

はしがき (従来のおきき)

序論 (研究の経緯)

Section I 海事衛星システムを設定する理由

II システムの運用上の要件

III 航空移動及び海上移動業務の向の  
共用の可能性IV 第1段階のシステム全体の基本的  
技術パラメータV 海事衛星システムと地上回線網  
との向のインターフェースVI システムの経済評価、特に海運界  
に与えるコスト/ベネフィットVII システムの設立のための機構及び  
制度の取り決め

この中で無線測位については、「可能な無線測位能力は実際的な範囲で次の重要な要因の要件を満たすべきである」とするようになった。また、航空移動及び海上移動業務の間の共用の可能性については、CCIRの意見では公衆通信にのみ共用の可能性があるが、ICAOは公衆通信の必要性に直面していないので、パレルは第1段階を海上の需要にのみ合わせることにした。

議題Ⅷ) その他

1) 政府向会議の伝説提案が海上安全委員会への報告に付けられた。

(2) 今後の予定

1974.3月末~4月初 経済評価特別作業部会

3.25~3.29 第30回海上安全委員会

4月初 仮報告各国へ回章

7.1 各国意見提出

8.28~8.30 特権と免除特別作業部会

" パレルポリシー "

9.2~9.6 第5回海事工学専門家

パレル

1975. 早期

国際海事工学シラフの

設章に関する政府向会議